

ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議

ロシアによる、令和4年2月24日以降の、隣国ウクライナへの軍事侵攻は、ウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、明らかに国連憲章に違反する行為であり、断じて許されない。

また、核の威力を背景に、他国を威嚇することなどは断じてあってはならないことであり、核兵器の廃絶と世界平和を願う、唯一の戦争被爆国である日本国民の「思い」を踏みにじるものである。

徳島県市長会は、ロシア軍によるウクライナへの攻撃や主権侵害に対し、厳重に抗議するとともに、人々の尊い命と平和を奪う侵略行為を即座に中止し、ロシア軍の完全かつ無条件での撤退を強く求める。

併せて、日本政府においては邦人の安全確保や国民生活への影響対策に万全を尽くすとともに国際社会との緊密な連携のもと、厳格かつ適切な対応を講じ、一刻でも早い平和解決に全力を尽くすことを強く要請する。

以上、決議する。

令和4年3月10日

徳島県市長会